図1 IR誘致のスケジュール

【参考】 I Rのプロセスについて カジノ管理委員会設置 IR整備法成立·公布 区域認定 2019.9 基本方針の策定 基本方針(案) 可 (申請期間) 2021.10 2021.9 ~2022.4 \ 2019.12 2019.11 2021.3 地域の合意形成 (公聴会等) 事業者公募(RFP) 実施方針の確定募集要項等の修正 コンセプト募集 実施協定 締結 土地契約 締結 区域整備計画 作成 実施方針(案) 事業者選定 議会議決 区域認定申請 区域整備 IR開業 提 提 カジノ事業等免許取得 案 申請自治体・事業者が共同で実施

(出所) I R推進局より議員説明として提供された資料。

る 九年秋から冬頃の開業にむけて突き進んは実質的に確定することになる。その後 天き進んでいくことになその後は早くて二〇二

「ファイナルアンサー」を求められることになる。 通じて大阪府民・大阪市民はIR誘致実現の最終判断 会議決」を必要としており、 てはこの「地域の合意形成 IR整備法では、さきの「区域認定申請」にあ (公聴会等)」を求めている。大阪府・大阪市におい 「区域整備計画」を作成 実質的には「議会議決」を しその後に 「地域の のあとに「議 合意形 いたって

リットについてはまったく知られていない 「区域整備計画」 多くの大阪府民・大阪市民は、 あるので、 いるなかでどのような課題があるのかをのべ、多 いのではないだろうか。また、 早くても二〇二九年秋から冬頃の開業ということで の方に関心をも よって まだまだ先のことだという雰囲気があり、 のメリット・デメリ っていただけれ 「ファイナル まさかいまのこのタイミ このあとにのべるが ばと期待するところ ット、 のではな とくに られ デ 7 K W

大阪においては、(1) なぜ二・三月 は なぜ二・三月議会がファイナルアンサ 大阪府・大阪市が一体となり、 夢洲地区特定複合観光施設区域 整備に関する計画(案)に関し なの $\ddot{\circ}$ か _ 誘致を進めてきた。 関連法を踏まえ、 \mathcal{O} 夢洲地区 7

Ш

大阪市会議員

誘致にむけてのスケジュー 0) ルであるが、 I R (統合型リゾー 図 O

ている。この「区域認定申請」が認定され、 域認定申請」(区域整備計画の認定申請)を行うことにな なっており、二〇二二年四月二八日までに国に対して「区 「実施協定」が認可されると、 夢洲地 区 その後締結さ Ø) I 0

六年一二月成立の「特定複合観光施設区域の整備の 関する法律」(IR推進法) 特定複合観光施設区域整備法」 備法」(ⅠR整備法)などのIR()および二○一八年七月成立の(終合観光施設区域の整備の推進に ▶ 〈2020年2月〉事業者公募における参加資格審査の結果公表(応募者数

▶ 〈2020年3月〉提案審査書類の提出期限3カ月延長(2020年7月頃へ)

: 1 者、応募者の名称: MGM・オリックスコンソーシ

自民党市 \mathcal{O} ス タ シ

自民党市議団 点に 0 0 スタ て最 0 13 れることが

うえで判断することになるのが当然であると考えている。なく区域整備計画の中身について慎重に検証・議論をした うことに 覚悟をもつことになるのであるから、 なければならず、 る以上は、地方自治体にお かし、 |地自治体の大阪市は大阪府が国に .対して「区域認定申請」を行う自治体は大阪府になり、 「の作成を行ってはいるもの なお、大阪府と大阪市、事業者とが共同 !体からの申請に基づきⅠ であることか かたちになる 「同意」するのか R整備法の趣旨か ついては自民党政権で成立 結果に 般論と つおいい 、大阪市会にお R Ő, Ī ての責任も地方自治体は負う て誘致するかどうかを判断 らすると、 \mathcal{O} 誘致 ては Ι 「区域認定申請 R整備法に基づい が認められ 一般論的 あ する して区域 11 くまでも地方自 て議決する 実現させ るもの のであ 議論をした な判断では 整備計 」を行 る。 て国 であ と Ĺ

負担を負うことによる財政 大阪市としては、I 0 特別会計が悪化 言が抱える · R 誘致 1] ス ハクなど、こ するリスク 13 「同意」 これらのリスクに対、事業者が途中で撤 Ŕ することで、 __ 一般会計 が財市 政の

> であるというスタンスである。う視点で間接民主主義の重みを感じ とってメリ としてIRに賛成するというものではなく、 \mathcal{O} 大阪府よりも、 「区域認定申請」を行った大阪府と立地自治体とし メリット・デメリットをしっかり 「区域認定申請」を行 に同意した大阪市の責任となる。 ほうがはるかに大きなリスクを負うことからも、 で国 は ットを上 切 の責任をとるも 立地自治体として同意を求め 一回るようなデメリ おうとしている計 Oでは と見極めて、 「区域認定申請 ながら なく、 ツ 1 画に書かれ 判断す がな 誘致を 大阪府が国 6 ń 大阪市民 11 、一般論 」を行 \mathcal{O} きも かと 7 \Diamond 7 といる。国へ 申請 ×" Ž

二・三月議会でのファ イナ ア シサ に むけた論

修正され た募集要項

(1)

1 は大阪府 . ・大阪市において、IR(事業者とどのような協 を書 R 事 である。 業者を公募 が さ ħ た \mathcal{O} か . 選

る。この募集要項に基づいて事業を実施する民間事業者 特定複合観光施設設置運営事 定する手続 ここで書かれている では 「設置運営事業者」 きに ついての流れ 置運営事業 募集要項」の 「募集要項」とは「大阪・ と書か いたも n 7 0 41 るが のこと この事 夢洲 で 地 あ X

さて、この流れからわかるように、二〇の公募・選定を行うスケジュールである 「募集要項」 年に修 正され

7

11

る。

一九年に策定さ

など) ▶ 〈2021年3月〉実施方針の確定、募集要項の修正、参加資格審査の追加 受付

▶ 〈2020年12月〉国の基本方針確定(区域整備計画認定の申請期間の変更

▶ 〈2021年7月〉提案審査書類の提出 ▶ 〈2021年9月〉事業予定者の選定

▶ 〈2019年12月〉募集要項等の公表

アム)

▶ 〈2021年10月~2022年1月〉区域整備計画の作成および公聴会等の実 施、基本協定の締結

▶ 〈2022年2~3月〉府議会・大阪市会の同意

▶ 〈2022年4月〉区域整備計画の認定の申請(国へ)

▶ 〈2020年6月〉提案審査書類の提出期限を当面延長

(出所) 大阪府ホームページ「設置運営事業予定者の公募について」(1)よ り作成。

> ている。 が、すでに同社との交渉がはじまっている。 ・オリ の後、二〇二一年三月に実施方針が確定される 二〇二〇年一二月国の基本方針決定の前だったこ ツ この ける クス 段階で事業予定者と 参加資格審査の結果公表 コ \dot{O} 募集要項に基づい シアムが一者のみ応募し、 しては決定され 公表」として公表され者のみ応募し、「事業いて二〇二〇年にMG 7 11 な

その後、二〇二一年三月に実施方針が確定されるととも その後、二〇二一年三月に実施方針が確定されるととも その後、二〇二一年三月に実施方針が確定されるととも その後、二〇二一年三月に実施方針が確定されるととも ため、協議の議事録などの資料提出をIR推進局に求めた ため、協議の議事録などの資料提出をIR推進局に求めた ため、協議の議事録などの資料提出をIR推進局に求めた 切提出され ない とい う状況 にである。

れた七ペ 求で求 な意思決定が行 8 て募集要項の修正に ジの われ れ たの 0 議事録が示されただけ その いっい す 際 て大阪 たの ベ 0 7 議事録を情報公開 の文字が黒塗 市 してどの で

b

のに

なっ

ない

投資家のための Rになったのか ?

情報を提供し、 **ク**日本のビジネスコミュニティに世界中の 教育するため 0 情報機関 とその ゲ # 4 業界 1 1 での

ぎのようなことを語っていると書かれてい (二〇二一年六月一〇日) に、 も書かれているAGB Ni し紹介したい ン バックル氏が投資家む Μ р G р け M 0 Ó n (3 \mathcal{O} 力 Ć E シ \mathcal{O} ネ る。 ファ 0 ツ 兼 + 社長 ス 0 で 0 記 ĥ 0 ビ事

などの る 設の広さとホテ の遅延によ ホ ことに成功したと述 がも シ 「条件を大幅に下 た そ ŋ, b ツ 11 た ク 切したと述べ アル客室の数 アル名室の数 ル氏 大阪側 た日 本 は が I R コロ

性があり、 考し、 はこれだ』 最終的には ることができる」と言い、 るゲーミングを中心に構え があったので、 大阪IR 「 我 々 と言う な 意味があ 「市には のデザイ の中核業であ つ 現在は チ る部 ンを再 t 1) ま タ

戦略会議 会議録 1 日 時:令和3年2月12日(金) 11時30分~11時50分 2 場 所:特別会議室 3 出席者:市長、高橋副市長、朝川副市長、山本副市長 副首都推進局長、市政改革室長、ICT戦略室長、 人事室長, 東住吉区長, 西区長, 政策企画室長 総務局長、市民局長、財政局長、都市計画局理事 4 議 題:(1)大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備実施方針(修正案)について < IR推准局> 5 議論内容:(1) 大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備実施方針(修正案)につい

図2 情報公開された戦略会議(2021年2月12日)の議事録

(出所) I R推進局。

と現状を説明した。

たせない。 ではなく、 件ではない ーツは は M G M で になろうとしてい 丸呑みさせら クス 引用をみるかぎり、 を読ん コンソ ŧ, か、このサイ ビジネスであり、 事業者のため、 」「日本の国民を守り、公共の利益を確保 はなく日本政府の責任」とも指摘され Ŕ で、 れたのではないかと思えてなら ったのではないかと感じているの誘致をめざした本来の政策的 シアムと協議を行い 夢洲 る トでは記者の考えとして ように感じる 0 日 突き詰めれば投資家の Í 大阪府 本国民の意思に R は大阪の成長の 大阪市が 、彼ら に 応える M Ó ない 要求 た G Ħ ため 慈善 標を果 7 G めのの M を いる ボ す る M リ の I R あ オ

(3) 募集要項の条件変更で誰が得をする の か

G 募集要項に関 ち、 M ここでは オリ 大阪府 の <u>ニ</u> ックスコンソ 一カ所に しては多くの修正箇所があ . 大阪市にと 「施設の規模 5 11 て指摘 って シア (面積)」 ムにとってたい 題だと感じる修正 11 液 Ó が 化 対策 \sim とくに h な有 費 の所

1 施設の規模 (面積)

施設の規 \mathcal{O} よう ん変わ

0

た

0

か

大阪

募集要項 この比 小されていることがわかる 地区特定複合観光施設設置運営事業 からその内容を抜粋した(表2)。 Č E I C 関する施設規模がかな

拡張計画を決定し、北が以上とする。また、 に大きく修正されているのである。 内に展示面積を【一〇万】㎡以上に拡張する計画とする 示面積を【六万】 ㎡以上に拡張する。 業時には…二万㎡以上とする」とあり、 「確保する」ということだったが、 以上とする。また、 \mathcal{O} 「計画とする」に変わ IR施設の当初開業時には展示面積 たとえば 当初開業から一五 当初開業から一〇年以内を目途に 展示施設に つ 7 いる。 つい 修正後は さらに、 年以内を目途に展 ては さらに 「段階整備とす 0 事業期間 一〇万 別 「当初 三万 開㎡上

展示等施設の運営状況及び設置運営事業者の さらに驚くことには、 いつ ル及び新 ては、 展示会・イ 必要に応じ見直すものとする」 新型コロナウイル ~ する 生活様式のあ ント等の需要動向、 「なお、 かどう 「確保するという約束は必要 段階整備の時期 か 要動向、MICEビジス感染症による影響等 は n 将来 方並び 考えま とあ が財務状況等のに開業後の . 規模 「あ

表3 土壌汚染対策・液状化対策費負担に関する募集要項修正箇所

ISTT 10			
10.本事業における費用負担			
(2)大阪市有地の使用に係			

依正台

る費用

設置運営事業者は、 本事業の実施に必要と なる大阪市有地の使用 に当たり、大阪市と事 業用定期借地権設定契 約の締結等必要な手続 きを行った上で、事業 用定期借地権設定契約 に定めるところに従い 賃料等を大阪市に対し て支払う。(第3-4.参照)

港の浚渫

土砂の処分地で自然由

来 11

0

土

壌汚染があ

ていない

0

夢洲

の当該

土地に

0

ては

そもそも

が大阪

は当初

からわ

修正後

10.本事業における費用負担

(2)大阪市有地の使用に係る費用

設置運営事業者は、本事業の実施に必要となる大 阪市有地の使用に当たり、大阪市と事業用定期借地 権設定契約の締結等必要な手続きを行った上で、事 業用定期借地権設定契約に定めるところに従い賃料 等を大阪市に対して支払う。(第3-4.参照)

なお、IR施設を整備するに当たり支障となる地中 障害物及び土壌汚染等に起因して設置運営事業者の 負担が増加すると見込まれる場合は、設置運営事業 者の施設計画や施工計画等を踏まえ、対応方法等に ついて事前に協議の上、大阪市の設計・積算基準等 により、大阪市が当該増加負担のうち妥当と認める 額を負担するものとする。詳細については、事業条 件書等において示す。

(出所)表2に同じ。

る大阪港湾局

にとっては、

湾岸工

リア とく てその

以の

降埋の立 土地

土

地 E 有

 \mathcal{O} かって

処

分

地 所

お

販

P

今後

0

夢洲

よぼ た土地

さらには特別会計

0

赤字化

や資

1]

ス

を抱

0

局によるリ

-ガルチェ

ツ

クに

お て、

13

法的

n リス

クに

さらにこの

費 か

用負 っていた。

担につい

大阪港湾局

ک I

推

つ進

て大きく

解

釈が

,

な

0

て

13

る。

i

کے

な

設設置運営事業 な 市語 『が何か事業者』 粋し が土壌汚染対策等の経費をすべ ったと記憶 当初公金を投入せずす 11 液状化対策費の ったのか 土壌汚染対策 \mathcal{O} た か (表 3 じて **の**な 募集要項 いる V2 V2 費用負担」についても、 0 液状化対策費等の V1 0) なりに 「大阪 また、 新 新旧対照表」, 欧・夢洲地区は な 七九〇 0 初 7 て負担する 0 い局 億円の 募集要項 る 11 費用

べて事業者が負担すると からその 特定複合観光施 どの るとは書かれ 安項では大阪 えるの 負担 ように 内容を で 表 2 MICE施設規模に関する募集要項修正箇所

修正前	修正後		
(d)展示等施設 展示面積として【10万】 ㎡以上を <u>確保する</u> 。	(d)展示等施設展示面積として【10万】㎡以上の計画とする。		

(出所) 大阪府「大阪·夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業 募集要項 新旧対照表 |⁽⁵⁾

考えら

事業者としてはMICE機能を拡充する

のが普通の感覚ではないだろうか

í は な

床面積の三%

んとな

っていることか

5

建築延床面

版などの集 が面積をあ

E部分を大規模商

業施設

ミング いと思う れ、

(カジ

2

部分の面

積は施設全体

の高

いも させず

のにすることで、

ゲ

ミング(カジ

2

部

これ

がさきにも書いた、

M G M

の C E

0

兼社

フ

ス

b

 \mathcal{O}

が

!できること

るだけ

ほぼ当初の計

画どおりの規模を確保

じて

いると

うも

業施設など集客のはかれる施設部

分の面

より作成。

の部 が二万

m²

以上と大幅に変更されたことで、

分を大幅に縮小

その分は収益性

と 兆 八

0

れて

11

う話があったことから鑑みると、

CE部分の面積を一〇万

m以以

Ŀ

上としてい 画積を増やしてい としていたもの ぶのある大規模商 で、MICE機能 が、MICE機能

画

/ 事業工) (億円)

程等」がある。 と書か

その

なか

【概要版】」の五ページに「洲地区特定複合観光施設区

域

0

「無理だっ いえるのではない たら整備 いだろうか しなくてもよ 61

か

は

大阪府と大

63

跡はない 湾局側 要項 る。この点には事業者の主張のみをすべて受け入べき性能を欠いている』とは言えない」と書か か。 あるかもしれ 壌汚染対策費などを負担することについて法的に問題 ではなく大阪市としても調査をすべきであるが、 ルチ そもそも、 ガ お \mathcal{O} からは 募集要項の修正が行わ 修正 ルチェックの比較表がつくられたのは同年六月 エ ックの内容についてまとめた資料である 4 欧市としても調査をすべきであるが、その形には事業者の主張のみをすべて受け入れるの欠いている』とは言えない」と書かれていば「事業者が主張する『当該土地は通常有する、表4によると、この段階において大阪港の、表4によると、この段階において大阪港の、表4によると、この段階において大阪港のできた。 行 は ないとの認識があ 「事業者が主張する『当該土地は通常有 大阪港湾局とIR れたのは二〇二一 れたあとに 5 推進局が たのではな 年三月だが \$ 大阪市が 成 13 だろう たり ح 募集 土. で \mathcal{O}

ガ

七九〇

要点メモも資料提供されて おいて使用された資料 表 4 5) は、 であ いるの る。 その で、 「拡大市長レーが大市長レージ検討 その まま紹介し レク ク のに た

険性が高 まず一点目は、 11 とい う りことは無い。土地所有者責任となる大阪港湾局長から「夢洲の液状化の危 土地所有者

二〇二一年六月二九日の「八〇億円の費用負担ありきの

やり取りをみて いると多く 0 問題点が浮き彫りにな 0

	表 4 液状化対策の負担主体等についての大阪港湾局と I R 推進局 見解			
	大阪港湾局	I R推進局		
行政負担についての考え方	参ぶの用地は、大阪府下の土地に比して液状化の危険度が 特別高いわけではないことから、事業者が主張する「当該 土地は漁業有すべき性能を欠いている」とは言えない 土地所省をの責任として液状化対策を実施すれば、民間事 業者の建設費用の一部を負担することとみなされ、賃料に 反映させなければ、地盤改良はずに売却してきた土地との 公平性を保てず、住民野歓下散析の可能性あり(弁護士参 見)※今後の土地売却にも影響	・ 液状化の影響は、液状化の程度のみをもって判断されるのではなく、その程度を前提とし、土地利用の内容、土地の立地・地盤条件など、総合的に判断されるもの ・ <u>薬洲特有の軟器地盤、IR用地の適性</u> を踏まえると、相当の液状化対策が必要となり、影響程度は大きい ・ 「液状化の調査結果があり、標準的な用途の建物を建築することに困難又は支障が生じる場合は減額要素」(東東地裁判決 平成16.2.12<日本市動産研究所調査帳託>)・土地の適性は、土地毎に、部市計画や土地利用(施設の用途、規模等)の内容等に応じて異なるものであり、処分条件に差異が生じることは当然で、裁量権の逸脱又は延用に該当するなど、住民訴訟で散訴する可能性があるとは考えられない (以上弁度に意見) ・ 土地所有者としての責任、大阪港湾局・市全体としての政策的必要性から負担という整理		
負担の主体	約付金等 1兆 500億円 税収 2400億円	・ 土地に起因するもので、 R事業用地としての適性を確保する観点 ・ 土地所有者が長期的に相当の質料収入を得ること ・ R東現により、土地処分等の促進や臨海地域の活性化等が図られること → 一義的な責務は土地所有者・港営事業会計が担うことが妥当 → 必要に応じて、市の一般会計から繰出		

(出所) 大阪港湾局·IR推進局資料(2021年6月)。

ないか 状化危 費用をもてとは納得できな 学的な検証を 見解」との発言がある。その 11 。この話を成り立たせるために 切 の土 度は っている。 と公平性を保 しようとして いことを認 事業者 てず、 11 \bar{o} 8 11 ないいい 発言に対して、 ない のは · と 話 訴訟上問題との 分を一〇〇%信じて科 が成 土地所有者とし 問 題があ ŋ 市長は 立 たな Ź が は デ 液 ・ 液 \mathcal{O} で 11 ては

役割 ことを懸念している」との発言に対し定しており、液状化対策の分はオンし て鑑定するのではなく、大規模商業地としてあらため策転換をしたというならば、少なくとも一般商業地と 不動産鑑定に をしており、 をしており、IR施設ができる環境を整えるのが我々のは、物流拠点ではなく、エンタメ拠点に変える政策転換にとを懸念している」との発言に対して、市長は「夢洲上とを懸念している」との発言に対して、市長は「夢洲上自 日であるが、大阪港湾局長が「一射の下車・「肝をす」 二点目であるが、 かけるべきだ。 7 L

記が算する-動産鑑定の 動産鑑定の 合的に算定するものであり、 法② 状化対策費 不動産鑑定による鑑定価格の算出にあたっ)収益還元法③取引事 「原価法」 (用を大阪市が負担するというの に において液状化対策費用を「原価_ 商業地では 例 比較法 政策的にI なく 0) | | | 大規模商業地とし R 1C 0 いならば、 要素 ては、 することで から総 ① 原

> うに、 ため 鑑定 ح 6 し直すべ に強引に「安い価格設定」にしようとして 境を整えるの の要点メ かに問題である。 市長の モからは感じられる。 が 我々 「長期定借の 地 しかし市長は 0 の役割」とい 価格を棄損 方が売るより させることの 61 切 ŋ Ŕ 施設がで 事 13 ププラ る 業 者

O

うことにほかならない発言するのは、それだ るべきであり、 一○年ごと、 いる のは た。 が大きいという 三点目として、 ということを考えると、 (あたり前である。しかしIR整備法において当初期間を長くみればみるほど売却よりもプラスになくきいという判断で決まっている」との発言には驚 その後は五年で区域整備計画の更新を求め それだけ安い土地にして貸しているといこれだけの長期で採算がとれると堂々と 0 __ 〇一二〇年で採算をと

る

いス

7

億円に 般会計で一定の支援が必要な時期が来るかも分からな ので市税の投入はないとさまざまな場面で発言してい円については、港営事業会計という企業会計で負担す四点目であるが、市長は、液状化対策費などの七九〇 くまでも港湾事業 0) 局 「拡大市長 港湾局 で整理 8 了承し レ 7 への支援 欲 ク のな てお 11 と発言 かで副 り、 こと発言し、 負担の 市長が 7 が理屈を、 いる 理屈を、一 点は

る る

65

表 5 液状化対策の負担主体をめぐる

●市長 □朝川副市長 ○ I R推進局 ◇大阪港湾局 ◆財政局

○ (IR推進局)

事業者ボーリングで液状化の可能性が判明し、夢洲特有の地盤状況、IR事業用途としての 適性を考慮すると、液状化対策が必要。市において、二つの観点から、合理的に対応・負担 を行う必要。一つは土地所有者としての責任、もう一つは港湾局・大阪市全体としての政策 的必要性。

○ (IR推進局)

土地に起因することから、一義的には港営会計での負担で、土壌汚染と同じく補償的に負担 するのが適切と考える。短・中期的な港営事業会計への影響があり、一般会計からの操出も 含め、対応を今後検討していく必要。

◇ (大阪港湾局)

夢洲の液状化の危険性が高いということは無い。土地所有者責任となると、他の土地と公平 性を保てず、訴訟上問題との弁護士見解。

● (市長)

液状化危険度は高いことを認めないと話が成り立たない。今回のボーリングでこういう結果 が出たのでこうします、ということを言わないと。

○ (IR推進局)

港湾局は住民訴訟リスクというが、当局では、土地の利用用途によって当然変わるというの が弁護士意見。

◇ (大阪港湾局)

土地所有者の判断で費用負担するのはやぶさかでないが、土地所有者の責任と言うと、横と の切り分けでしんどい。土地所有者としてIR事業実現という政策的な観点から、地盤改良 をして費用を負担すると。

● (市長)

家賃を取る側は、エンタメ拠点になるための土地として、ニーズに合う土地にする責任があ る。責任の中身が違う。物流に対しても、責任は果たしている。

◇ (大阪港湾局)

一般の商業地で鑑定しており、液状化対策の分はオンしないと問題になることを懸念してい る。

○ (IR推進局)

土地としての水準に達していない部分はむしろ減価要素になるというのが、当局が弁護士か

変わりつつあることも をなる。 当初IR誘致の目的 ・方向性として、「大 阪IR基本構想」(二 〇一九年一二月)は、 今後も世界の観光需要 が拡大するなか、「イ ンバウンドの増加を確 実に経済成長に取り込 むため、滞在型観光の むため、滞在型観光の むため、滞在型観光の もなニーズと将来性が あり、経済効果の大き とへはカが

拡大市長レク (要点メモ 2021.6.29)

ら聞いているところ。

● (市長)

夢洲は、物流拠点ではなく、エンタメ拠点に変える政策転換をしており、IR施設ができる 環境を整えるのが我々の役割。長期借地契約するには、その施設が立地できる土地にするた めの土地改良は、地主側の責任で、地主は港湾局。

○ (IR推進局)

加えて、政策的な意味合いもある。

● (市長)

大阪市として、夢洲の方向性をIRに意思決定した。その施設が成り立つ土地を提供するの が我々の責任。市として今回は、港湾局会計でIRが建設できるように地盤改良する。IR 賃料は港営会計に入る。資金ショートがないような対応は市役所全体で検討して付けていく。

◆ (財政局)

弁護士意見で不公平という見解もある中で、液状化対策費を大阪市が負担することの是非は。 ◇ (大阪港湾局)

IRに特化して、適した土地を提供するということ。

◆ (財政局)

IRだから政策的に負担という理由なのか。ちなみに、IR事業に一般会計の市税を投入し ないというのが従来スタンスだが。

□ (朝川副市長)

一般会計はあくまでも港湾事業への支援。

負担することは港湾局も了承しており、負担の理屈を、一般会計で一定の支援が必要な時期 が来るかも分からないので、財政局で整理して欲しい。

◆ (財政局)

負担は港営会計でしてもらう。一般会計からは、港営事業に支障が出ないように必要に応じ て会計支援。IRに一般会計の市税を投入することはない。対策の必要性が前提。

● (市長)

長期定借の方が売るよりプラスが大きいという判断で決まっている。その前提条件の中で、 ボーリング調査した結果、要望に沿った形で土地改良するのは貸す側の責任であるとの考え 方。IRの一時の財政支出で港湾事業が滞ることのないよう、市全体の会計で対処するのは 当然、との方向で整理。

(出所) I R推進局より提供された資料より作成。

① コロナ禍での、 環境の変化。 当初計画 当初計画 当初計画 7 が いどうなっ るを「 は 市税 て大きく影 うことに なうに指してよる迂 7 いンくド な示回

CEに重点を置いた新たな基幹産業を夢洲 観光分野を基幹産業とし [であ つ 7 13 < ため 0) 地 とくに で実現 M すⅠ

時点で、 も指摘したい 状況となっていることも、 方を再構築し新たな投資も視野に入れなければな改修や建て替えなど、大阪市としてMICE機能 Ĉ E ごを前提に施設が不要となるはずであっ Μ 隣接の咲洲 ICE施設の規模を縮小 0 根底から見直しをはかる があ 規模が縮小されたことで、 る には七万 が、 この「世界水 m² 超 「世界水準のML 大きな論点になるだろう。 べきものであったこと インテッ であ Ι たも Ĉ クス大阪 Ē る はならられると 施 1 となった ンテ 設 0 いりのM整 ッ

2 経済波及効果などについ て

だしてきたが、 経済波及効果の算出に使用されている産業連関表が二〇 定協議会に対して嘉悦学園が経済効果に \bigcirc わざるを得な 五年のもの 、その信憑性についての検証も必要である。そもそも経済波及効果などが事業者によって試算されている 経済効果がある 6,7 が使わ たあるのかどうかも判断できない。またその程度のものはだしてもらわなけ いわゆる大阪都構想の議論のなかで法 れている時点で信憑性に欠けると いつい 7 0 資料 選 れ を 13

> 定委員 5 果などを議論のなかで前向きな材料として活かすことす 資料が出 どのようなチェッ できな 会にお てこ 11 ない 13 てチ ようでは、 クをしたの エ ツ クを して メ かを確認したいとい IJ ッ 13 1 る ということだが、 である経済波及効 っても

と、 及効果が明らかにされていないという問題もある 7 X |域整備 そのほ いる)で算 .る)で算出してることにより大阪府における経済波また経済波及効果を「近畿圏」(福井県もふくまれ |計画が認定された場合の想定はか、今回の経済波及効果などは されているれて 61 もともに ないこ

カジ ノ ,事業収益の納付金等 (一〇六〇億円)

3

の信憑性・ 根拠

٢, にもなり、 兆円規模になるとの話もある。 ○億円を確保しようとすると、 は、 かに かも冷静に判断しなけ 経済 0 J R A X その根拠について検証しなければならない。 61 1を確保しようとすると、年間の賭け金の総額が数1域整備計画案に書かれている年間売上げ約五二○ 波及効果と同様に、 て、 本当に一 (競馬) の年間売上げ額を大きく上回ること 当にそれだけの売上げが見込める 〇六〇億円が納付されるの ればならない カジノ事業収益の納付金など そ のような規模 0 人となる かどう 一説に かどう

ニ バ リゼ 1 ション (奪い合い) によ 大阪経済への影響 (リス 2

カ

売上げ できな さまざまな手を打ってくる。 関連する施設は料金を割り引くなど集客をはかるために o It 、きないのである。、の事業者が厳しい気 場合は、 や宿泊施設など他部門を支えることにある。 れば域内総生産額が増加しないということになる。そ ミング がある。 波及効 の減少する商業施設や宿泊施設などが発生するお (カジノ) の儲けでMICEをはじめ商業施 そも 果が R の売上げ 11 そもIRの 価格競争を強い 、らあっても、 相当分の金額が、 その結果、 ビジネスモデルの 大阪経済 5 れる可能性も否定 大阪経済圏で多 大阪経済圏で の成長がな その分、 肝は、

住民投票について

議員提出議案として提案するとともに賛成多数とし住民 民投票条例 民投票条例案提出へ 毎(2) 事が 日新 人 的 書 かれ な思いとして、 の提出にむけて議論を重ねているところである (二〇二二年一月 11 た。 と願 本稿執筆時点に つ 7 自民大阪市議団、二月議会に」とい「F一月一八日)に「IR誘致問う住 11 この住民投票条例につい る おい ては、 引き続き住 7 は

> なテー いる 法的拘束力のない諮問型の住民投票であるがいま考えている住民投票について少し触れて マ であ る からこそ、 住民投票にふ z わ れておきた 、この 11 と考えて よう

0 定数あり、 ともに、大阪維新の すると思わ 意思を確認する重要な機会でもある。 マ スコ なっているとは 党派的 や筆者 れないこともあり、 • らの調査に 政治的な選好とIR誘致の判断 会支持としてはすでに賛成 11 え、 お 支持 だからこそ住民投票は市 いて賛否が拮抗 者の いなかに のス b 反 7 ハタンス 対も が 13 市民 ると __

政におい の資料が多いことについても、住民投票を行うといたって、その判断に必要な資料がだされないこと、 ざるを得なくなってくるはずであるし、 になれば、直接民主主義 そのほ のではないだろうか 「ファイナルアンサ 住民投票を通じて多く か今回 てこのような事実があることについても、 「の件については、議 はずであるし、大阪府政や大阪市の重みから行政側も情報を公開せ i の 0)府民・市民に知ってい 住民投票を行うとい 会での議論をするに うこと 黒塗 また今 たうこ ŋ あ

でリ 需要額 ゆる 」という言葉を知る市民が増えるなど、 大阪都構想の (物事を正確に理解し、 住民投票におい 活用 ては、 できる 市民の 「基準 が高かなか

【市民自治講座第 I 期記録】NPO政策研究所《市民自治ブックレット》01

民主主義再考 ― 原理的に考える

岡本 仁宏 (関西学院大学教授)

【市民自治講座第Ⅲ期記録】NPO政策研究所《市民自治ブックレット》02

トクヴィルと《平等》の政治力学

富永 茂樹(京都大学名誉教授)

【市民自治講座第Ⅲ期記録】NPO政策研究所《市民自治ブックレット》03

これからの自治体文化政策 — 市民・都市・経済を考える

中川 幾郎 (帝塚山大学名誉教授)

【市民自治講座第IV期記録】NPO政策研究所《市民自治ブックレット》04

自治体とは何か、公務員とは何か

今井 照 ((公財)地方自治総合研究所主任研究員)

【市民自治講座第V期記録】NPO政策研究所《市民自治ブックレット》05

まちづくりガバナンスと市民協働

新川 達郎 (同志社大学教授)

市民自治ブックレットは500円(送料別)で販売しております。 ご注文は下記NPO政策研究所まで。

特定非営利活動法人 NPO政策研究所

〒540-0038 大阪市中央区内淡路町2丁目3番14号

日宝グリーンビル3階2号

 $TEL \cdot FAX : 06 - 6809 - 3125$ E-Mail: npa@post.email.ne.jp

※二〇二二年二月一

の市会本会議にて住民投票条例案

bosyuyoukou.html https://www.pref.osaka.lg.jp/irs-suishin/osakair-jigyou/

00342061/youkou.pdf (修正前) https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/37079/

20210319_boshuuyoukou_shinkyuutaishou.pdf 37079/00342061/20210319_boshuuyoukou.pdf https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/37079/00342061/ https://agbrief.jp/headline/44548/ https://agbrief.jp

(修正後)https://https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/

https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/42448/000000000

(9)

一的な判断がされると確信

て議会

い諮問型の住民投票であるた ・議員として最終的には責

なるという事実もあったことから、

住民投票を通じて合

https://mainichi.jp/articles/20220118/k00/00m/040/ https://www.pref.osaka.lg.jp/irs-kikaku/kousou/index.

71